

平成29年度技術試験事務成果報告書の概要

案件名	漏えい電波からの無線設備保護に向けた技術的条件に関する調査検討
契約先	エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社

1 目的及び成果目標

近年は、非接触電力伝送装置や無電極放電ランプ、電磁誘導加熱式調理器など、昭和25年の電波法制定当時には一般的に存在していなかった新しい種類の高周波利用設備が普及・拡大している。このような状況を踏まえ、無線設備との共存の観点から、高周波利用設備の設置許可を不要とする高周波出力50W以下という技術基準の妥当性について改めて調査検討する必要があると考えられる。

そのため、高周波利用設備からの漏えい電波の実測調査、無線システムとの共用検討等を実施し、高周波利用設備の技術基準の見直しの検討に資することで、周波数ひっ迫状況の改善に貢献する。

2 試験実施概要

平成28年度調査検討での成果を基として、漏えい電波に関する調査の対象とする高周波利用設備を選定し、それらの設備からの漏えい電波の実測等を行い、既存の技術基準との関係分析等を行った。

また、共用検討に向けた漏えい電波の実態を把握（測定法の分析を含む）し、その漏えい電波と高周波出力の関係分析等を行った。

さらに、上記の結果に基づいて、干渉評価の条件を検討するなど無線設備と測定した高周波利用設備との共用検討等を実施した。

3 得られた成果

高周波出力が50W以下であることから設置許可を不要としている高周波利用設備からも様々な周波数帯域に不要電波が発生しており、漏えい電波と高周波出力の間には有意な相関関係があるとは言い難いことがわかった。また、設置許可を要する設備等に対して設けた漏えい電波に対する許容値を超える設備もあり、漏えい電波が無線設備に対して影響を与える可能性があることがわかった。

さらに、これらの高周波利用設備は今後のさらなる普及が見込まれることなどを踏まえ、高周波利用設備の技術基準の見直しの検討に資するため、引き続き、無線設備実機を用いた干渉評価による共用検討の実施、漏えい電波の発生原因の分析等に関する調査検討を行う必要があるとの結果等を得た。

お問い合わせ先	総合通信基盤局電波部電波環境課電磁障害係 電話：03-5253-5905（直通）
---------	---